

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第 13 条
の規定による申請書等の様式について

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第 13 条の規定による申請書等の様式を別添のとおり定める。

附 則
この規定は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 18 年 3 月 2 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。

附 則
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年5月1日から施行する。